

厚生省の再回答に対する再々質問

現行の原爆二法及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案が、日本国内に居住関係を有する被爆者に対してのみ適用されるという法令上の根拠を示されたい。

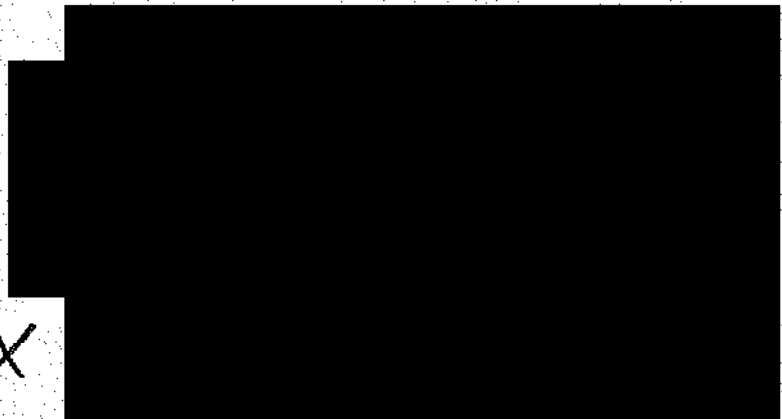
外務省北東アジア課 斎藤



厚生省保健医療局 阿比留 様

Tel

FAX



(1) 外人

(2) 日本人、日本人、日本人

- ・ 人権難民法 (後援会) : 厚生省の対応は、11月1日接合会で問題の点を確認済みである。(12月1日より同法を正式に施行する)
- ・ 協定法 (後援会) :

外務省の再質問 (1~4)に対する回答

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案も、現行の原爆二法と同様、日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないからである。

厚生省保健医療局 阿比留

↓  
外務省 丸岡 様

再質問がある場合は

本日 21:00

までお願いします。

厚生省保健医療局

企画課 阿比留

FAX

Tel